

長瀬町住宅リフォーム資金助成制度

町民の居住環境の向上を図るため、住宅リフォーム資金の一部を助成します。

1. 助成対象者

工事を町内業者に請け負わせる方であって、次の1から4までの要件をすべて満たす方。

- 1 助成金の申請時に町内に居住し、町の住民基本台帳に登録されている方。
- 2 対象となる住宅を町内に所有し、かつ、当該住宅に居住されている方。
- 3 町税を滞納していない方。
- 4 対象となる工事について、町が実施している他の同様の補助金または助成金の交付を受けていない方。

2. 助成対象工事

申請時に未着工のもので、工事費が20万円以上（税別）で次に掲げるものとする。

- 1 住宅の内外装の修理または修繕に係る工事
- 2 住宅の増改築または間取りの変更に係る工事
- 3 居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事



3. 助成額

1件につき5万円（1住宅につき1回限り）

4. 申請・提出書類

「長瀬町住宅リフォーム資金助成金交付申請書」に必要事項を記入し、下記の書類を添えて提出してください。申請書は、役場2階地域整備観光課窓口または長瀬町ホームページからダウンロードして入手できます。

【添付書類】

- ①工事見積書の写し、②改修工事前の現場写真（3枚程度）、③町税に滞納がないことの証明

※町税の滞納がないかを公簿で確認することに同意する場合は、

- ③の添付を省略することができます。

5. 申込・問合せ

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町役場 地域整備観光課産業観光担当

TEL：0494-66-3111（内線234）

